

事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示

(令和四年経済産業省告示第八十八号)

制定 令和 4 年 3 月 31 日

令和 4 年経済産業省告示第 88 号

最終改正 令和 6 年 8 月 5 日

令和 6 年経済産業省告示第 113 号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十七条の十二の五第二項及び地方税法施行令(昭和三十五年政令第二百四十五号)附則第六条の二第五項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を次のように定め、公布の日から施行する。

事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示

(公表及び届出の義務)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人であって、常時使用する従業員の数が二千人を超える個人(以下「適用個人」という。)又は同法第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項若しくは地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする法人であって、資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である法人若しくは常時使用する従業員の数が二千人を超える法人(以下「適用法人」という。)は、様式第一に従い、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号に規定する事項を記載した事業上の関係者との関係の構築の方針を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(公表の方法及び期間)

第二条 前条の規定による公表は、当該適用個人又は適用法人のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前条の規定による公表は、租税特別措置法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする年(以下「適用年」という。)の十二月三十一日又は同法第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項若しくは地方税法附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下「適用事業年度」という。)終了の日までに行うものとする。

3 前条の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から、適用年の十二月三十一日若しくは適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して一年を経過する日のうち、いずれか遅い日までとする。

(届出の手続及び期間)

第三条 第一条の規定による届出は、様式第二に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出することにより行うものとする。

一 適用個人の氏名及び住所又は適用法人の名称及び住所並びに代表者の役職及び氏名

二 適用年又は適用事業年度

三 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表日及び当該公表に係るホームページアドレス

2 前項の規定による届出は、適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日までに行うものとする。

(届出の受理)

第四条 前条第一項の届出を受理した旨の通知は、様式第三による通知書によって行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による通知を行ったときは、第二条第三項に規定する公表の期間が終了するまでの間、届出書に記載されたホームページアドレスに事業上の関係者との関係の構築の方針の公表が行われていることを定期的に確認するものとする。

(届出事項の変更)

第五条 適用個人又は適用法人は、前条第一項の通知書を受理した後かつ第二条第三項に規定する公表の期間中において、第一条の規定により公表した事業上の関係者との関係の構築の方針に変更があったとき又は第三条第一項に掲げる事項に変更があったときは、様式第四に従い、速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理した旨の通知は、様式第三による通知書によって行うものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、前条第一項の通知書（当該届出が二回目以降の第一項の規定による届出である場合にあっては、前項の通知書）の返還を求めるものとする。

（届出の取下げ）

第六条 適用個人又は適用法人は、第一条又は前条第一項の規定による届出を取り下げるときは、様式第六に従い、経済産業大臣に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を受理した旨の通知は、様式第七による通知書によって行うものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、第四条第一項の通知書（第一項の適用個人又は適用法人が前条第一項の規定による届出を取り下げる場合にあっては、同条第二項の通知書）の返還を求めるものとする。

附 則 （令和六年三月三〇日経済産業省告示第六十八号）

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。